

## 船上に保持すべき書類に関する事項

### 改正規則

安全設備規則

### 改正事項

船上に保持すべき書類に関する事項

### 改正理由

IMO は、SOLAS 条約や MARPOL 条約等の国際条約により要求される検査要件を指針として取り纏め、IMO 総会決議 A.997(25)として採択している。IACS は、当該決議のうち、SOLAS 条約、国際満載喫水線条約及び MARPOL 条約の初回検査手順を明確にする解釈を作成し、2010 年 4 月に IACS 統一解釈 SC234, LL76 及び MPC96 として採択しており、本会も既に規則に取り入れている。

その後、IMO において、各条約の改正に伴い、最新の条約要件に合致した検査手順とすべく当該指針の見直しが行われ、IMO 総会決議 A.1053(27)として採択された。これを受け IACS は、同決議にて行われた修正に基づき当該統一解釈の見直しを行い、2014 年 2 月に IACS 統一解釈 SC234(Rev.1), LL76(Rev.1)及び MPC96(Rev.1)を採択した。

本会規則に規定する条約検査の要件は、各条約の改正に伴い適宜見直しを行っているものの、当該統一解釈において一部さらなる明確化が図られたことから、追加の要件を取り入れるべく、関連規定を改めた。

### 改正内容

製造中登録検査完了時に船上に備えられていることを確認する書類として、船舶長距離識別追跡装置の証明書を追加した。